

御嵩町空き家家財道具等処分費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、御嵩町空き家バンク制度実施要綱(平成 26 年訓令甲第 33 号。以下「実施要綱」という。)に基づく御嵩町空き家バンク(以下「空き家バンク」という。)の活用を促進するため、空き家バンクに登録された物件(以下「登録物件」という。)の家財道具等の処分等を行う所有者等に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、御嵩町補助金交付規則(平成 5 年規則第 4 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 所有者等 実施要綱第 2 条第 2 号に規定する所有者等をいう。
- (2) 処分等 町が指定する一般廃棄物処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「廃掃法」という。)第 7 条に規定する一般廃棄物処理業の許可を受けている事業所等をいう。)又は岐阜県が指定する産業廃棄物処理業者(廃掃法第 14 条に規定する産業廃棄物処理業の許可を受けている事業所等をいう。)による家財道具等の処分及び搬出をいう。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、登録物件内の居住用又は店舗用に供されていた家財道具等の処分等とする。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 登録物件の所有者等で、補助金の交付を受けた後も引続き 2 年以上空き家バンクに登録する意思があるもの
- (2) 町税等(御嵩町徴収職員取扱規則(平成 20 年規則第 47 号)第 2 条に規定する町税等をいう。)を滞納していない者
- (3) 規則第 5 条の 2 第 1 項各号のいずれにも該当しない者

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の対象となる経費は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 登録物件に係る家財道具等の処分等に要する経費
- (2) その他町長が必要と認める経費

(補助金の額)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、10 万円を限度とする。

2 前項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、御嵩町空き家家財道具等処分費補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書又は見積書の写し
- (2) 処分等対象となる家財道具等の状況写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、同一の登録物件につき1回限りとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及びその額を決定し、御嵩町空き家家財道具等処分費補助金交付(不交付)決定通知書(別記様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、交付申請書の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ御嵩町空き家家財道具等処分費補助金交付変更申請書(別記様式第3号。以下「変更申請書」という。)に当該変更に係る書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、御嵩町空き家家財道具等処分費補助金交付変更決定通知(別記様式第4号)により当該提出をした者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第10条 交付決定者は、交付申請を取り下げるときは、補助金の交付決定があった日の属する年度の1月末日までに、御嵩町空き家家財道具等処分費補助金交付申請取下届(別記様式第5号)を、町長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、申請に係る家財道具等の処分等が完了したときは、当該補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、御嵩町空き家家財道具等処分費補助金実績報告書(別記様式第6号。以下「実績報告書」という。)に当該処分等に係る必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、御嵩町空き家家財道具等処分費補助金額確定通知書(別記様式第7号)により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、御嵩町空き家家財道具等処分費補助金交付請求書(別記様式第8号。以下「請求書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに当該提出をした交付決定者に補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認められた場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の交付を受けた者に対し、補助金の返還を命ずることができる。

(1) 登録物件に係る賃貸借、売買又は譲渡契約が成立していないにもかかわらず、空き家バンクに登録された日から起算して2年以内に当該登録を取り消したとき。

(2) 登録物件に係る賃貸借、売買又は譲渡契約の相手方が、所有者等の3親等以内の親族又は姻族であると認められるとき。

(3) 虚偽又はその他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(4) 前3号に規定する場合のほか、この要綱の規定に違反する行為があったとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。